

宮崎県建築物耐震改修促進計画【概要版】

はじめに

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、都道府県は国の基本方針に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることとされている。
 - 本計画は平成19年3月に策定し建築物の耐震化を促進してきたが、住宅の耐震化をより一層進める必要があること、また、策定以降、東日本大震災などを背景に法改正が行われ、さらに南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘されるなど、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、県内の建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の一層の促進を図るために改定する。
 - 本計画の計画期間は平成28年度から37年度までの10年間とし、県及び所管行政庁*を含む市町村は、本計画に基づき県内の建築物の耐震化の促進に向けて取組を進めていくこととする。
- * 所管行政庁とは、県内において、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市を指す。

第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

- 想定される地震の規模及び想定される被害の状況
 県で実施している地震被害想定のうち、最も被害の大きい「南海トラフ巨大地震」の状況は次のとおり。
 - 地震の規模 マグニチュード9クラス
 - 最大震度 震度7
 - 被害の程度 死者数：約35,000名 全壊建物数：約89,000棟
- 耐震化の現状と目標設定
 耐震化率の現状及び平成32年度末における耐震化率の目標は次表のとおり。

建築物の種類	H19.3 策定時の耐震化率		今回改定による耐震化率		政府設定目標 (H32年度末)
	現状 (H17年度末)	目標 (H27年度末)	現状 (H26年度末)	目標 (H32年度末)	
住宅	72.2%	90%	77.0%	90%	95%
特定建築物*	75.6%	90%	93.5%	95%	95%
公共建築物	77.6%	95%	96.8%	98%	
うち県有施設	87.4%	100%	99.8%	100%	
民間建築物	70.8%	80%	90.7%	93%	

*特定建築物とは、学校、病院、百貨店など多数の者が利用する建築物のこと。

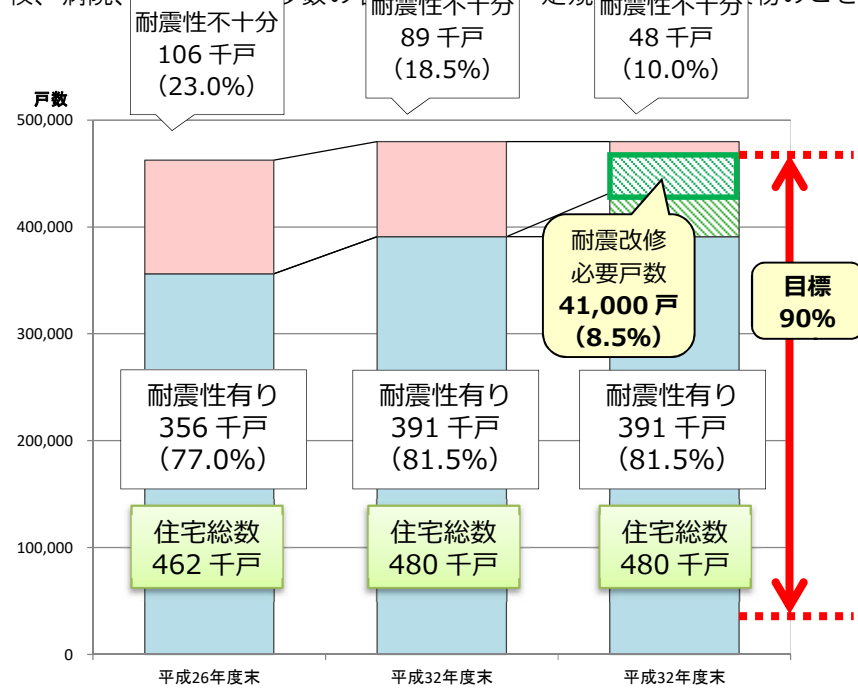


図 住宅の耐震化状況の推移（見込み）と目標

上記の図は、総務省「住宅・土地統計調査」の結果を用い、国が示した方法に準じて算出したものである。

第2章 建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進を図るための施策

- 耐震診断、改修設計及び改修工事に係る基本的な取組方針
 建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。そのため、県及び市町村は所有者等に対する耐震性の向上に向けた意識の啓発、耐震診断、改修設計及び改修工事に関する情報提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じる。
- 耐震診断・改修設計及び改修工事の促進を図るための支援策
 - 県及び市町村は、建築物の所有者等に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行う。
 - 県及び市町村は、国等の支援制度（耐震改修促進税制等、耐震改修融資制度等）の周知を図る。
 - 県は、専門技術者（宮崎県木造住宅耐震診断士）を養成し、紹介体制の充実を図る。
 - 県及び市町村は、建築物の所有者等向けの相談窓口を設置し、宮崎県建築士事務所協会等と連携して情報提供を行う。
- 地震時の総合的な安全対策を図るための取組
 - 所管行政庁は、建築物の所有者等に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散、天井等非構造部材の落下、地盤の液状化等について必要な対策を講じるよう指導等を行う。
 - 県は、宮崎県被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等、二次災害の未然防止対策に取り組む。
- 耐震化が必要な防災拠点建築物の指定
 災害発生時における災害応急対策を的確に進めるため、法第5条第3項第1号に基づき防災拠点建築物を指定する。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
 県は、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の効果的な輸

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

県及び市町村等は、耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組む。

- 県が作成した「地震被害想定」や各市町村が作成したハザードマップ等の周知
- パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催
- イベント（「宮崎県防災の日フェア」、「住まい・る・メッセ」等）の活用
- リフォームにあわせた建築物の耐震化への誘導
- 自治会等と連携して行う地震時の危険箇所の点検等の地域における地震防災対策
- 県及び市町村ホームページ（「みやざき住まいの安心情報バンク」等）による情報提供
- 耐震改修工事中である旨をPRする「のぼり旗」の工事現場への掲示

第4章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

法改正により、住宅をはじめとするすべての既存耐震不適格建築物*の所有者は、耐震化に努めることとされたことから、所管行政庁は以下の事項に取り組む。

* 既存耐震不適格建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工し、耐震性が不十分な建築物のこと。

- 法に基づく耐震診断又は耐震改修の指導等の実施
 所管行政庁は、建築物の所有者に対し、法に基づく指導及び助言を行うものとし、必要に応じて指示、公表を行う。
- 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法
 所管行政庁は、優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び指導等実施の手順、公表のあり方等について、相互に連携し、統一的な運用に努める。
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施
 所管行政庁は、建築基準法に基づく勧告又は命令、その実施等のあり方について、相互に連携し、統一的な運用に努める。

第5章 その他建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進に関し必要な事項

- 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
 市町村は、国の基本方針と宮崎県建築物耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅や特定建築物の耐震化の目標を定める。
- 関係団体との連携
 県は、建築関係団体等と連携し、県民への働きかけや市町村の相談業務の補完等を実施し耐震化を促進する。
- その他
 本計画は、原則5年ごとに検証し、必要に応じて内容を見直すものとする。